

近江八幡市立金田小学校「学校いじめ防止基本方針」

2014年3月策定

2020年4月改定

I. いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（注1）「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を示す。

（注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

（注3）けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（注4）学校は、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、見守る・「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合にあっては、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

2. いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間外れ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる

- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめの構造と特徴

(1) 『いじめの四層構造』

いじめはいじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）という二者関係だけでは成立しないことが多い。周りにいるはやし立てたり面白がったりする存在（群衆）と、周辺で黙っている存在（傍観者）を含めた四層構造の中で起こる。

- ① いじめられた側から見れば、群衆も傍観者も含め、周りがすべて加害者と認識されることがある。
- ② 傍観者も群衆もいじめがあることを苦にしながら、仲裁したり訴えたりすることが難しい状況に置かれていることも考えられ、加害者以外すべて被害者とする場合もある。
- ③ 傍観者には、「自分とは関係がないこと」と考える子どもが増えていることも大きな問題である。
- ④ 傍観者は、この構造の中で最も多い人数と考えられるので、この仲裁者の育成が、いじめの指導には重要である。

(2) 『いじめはもともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しい。』

- ① 加害者が認めない場合や、直接行動せず、指図のみする場合がある。
- ② 被害者が気づいていない、気づいても認めたくない、認めても声に出せない（相談できない）ことがある。
- ③ 多くの人が見ていても、様々な関係性の中で、なかなか認識が一致しないことがある。子どもの関係性が心理面で反映され、真実を語れない。
- ⑤ 「ふざけていただけ」「冗談でした」などの言い訳のトリックが存在し、真実が見えにくいときがある。

(3) 『いじめはお互いの人間関係から生じる「関係性の病理」である。』

- ① いじめは行為だけでなく、お互いの関係性で、意味や程度が変わってくる。
- ② いじめはお互いの力のアンバランス（力関係）によって生じる。
- ③ 誰もが被害者にも加害者にもなりうる流動的なものである。
- ④ 教師の言動で、いじめを誘発・助長することがある。

(4) 『いじめは第三者に打ち明けたり、訴えたりしづらく、心身に多大な影響を与える。』

- ① 周りの人から責められることで、いじめられた本人が「自分が悪い」と思う気持ちになったり、いじめを認めること自体が心の傷となる。
- ② これはいじめではない「いじめられてはいない」と自分自身で思うことで心のバラ

ンスを保っていることがある。

③自尊心がひどく傷つく。

④身近な人だからこそ、かえって相談できない場合がある。

上記の考え方のもとにして、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ子どもはいない。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように努める。

4. いじめに対する基本的な姿勢

- (1) 『いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢をもつ。』
- (2) 『どの学校でも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものであるという危機意識をもつ。』
- (3) 『いじめられた側の立場に立って、子どもの辛さ、保護者の辛さを共感的に受け止める。』
- (4) 『いじめ早期発見のために様々な手段を講じ、子どもたちの普段の言動から SOS を読み取る。』
- (5) 『いじめが起こったとき、迅速かつ組織的に対応する。』
- (6) 『個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた子どもの立場に立って行うものである。』
- (7) 『いじめた側（加害者）への適切な指導で再発を防ぐ。』
- (8) 『いじめられた側（被害者）やいじめを知らせた子どもの安心・安全を守る。』
- (9) 『学校と家庭が協力して、一時的な指導に終わらず、継続して事後指導にあたる。』
- (10) 『いじめの内容によっては、学校内だけでなく外部機関や専門家と協力して解決にあたる。』
- (11) 『「いじめや差別を許さない、見過ごさない」学級・学年集団づくり、学校づくりに努める。』
- (12) 『子ども一人ひとりの自己有用感を高め、自尊心を育む教育活動を推進する。』

Ⅱ、いじめ防止のための取組

1. いじめ防止基本方針の策定

本校におけるいじめ防止等の基本的な方向性と取組内容を「いじめ防止基本方針」として定める。

いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することで、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるように努める。

いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒およびその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながると考える。

いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開する。また、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2. いじめ防止対策委員会の設置と役割

「いじめ防止対策委員会」（校長、教頭、教務、生徒指導主任・教育相談主任、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、SC、SSW）を設置する。必要に応じて心理や福祉の専門家などの参加を求める。本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- （１）学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- （２）いじめの相談・通報の窓口としての役割
- （３）いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と、共有を行う役割
- （４）いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3. いじめの防止について

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、子どもが、授業や行事に主体的に参加・活躍でき、互いに認め合い、協力し助け合う関係づくりを通して、自己存在感・自尊感情を高め、共感的人間関係を育む授業づくりや集団づくりを行うことである。また、子ども自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくる。

さらに、教師の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、教師自身の人権意識の向上に努める。

（１）『一人ひとりの子どもが大切にされる、いじめのない学校づくりを進める。』

- ①「いじめをしない、許さない」学校づくりを、子ども、保護者、地域の人々に宣言する。

- ②家庭生活、友だち関係、学習等で「しんどさ」を背負った子どもたちをはじめ、すべての子どもたちが楽しく安心して過ごせる学校づくりに努める。
- ③どの子どもにも「だめなことはだめ、いいことはいい」と毅然と言い切る指導を徹底する。

（２）「わかる」「できる」授業づくり（学力保障）の取組

- ①学力実態をふまえ、各学年の子どもの実態に即した学力向上の取り組みをすすめる。
- ②きめ細かな個別指導・少人数指導などを通じ、基礎学力の定着をはかる。
- ③読書・読み聞かせなど、本に親しむ時間を設定し、豊かな言語力や理解力を高める。
- ④「わかる」「できる」喜びのある授業、教材づくりをすすめる、「しんどさ」を背負った子どもをはじめすべて子どもたちの学習意欲を高め、自己実現や将来への展望が持てる力を育てる。

（３）互いに認め合い、ともに生きる仲間づくりの取組

- ①子どもたちが「いじめをしない・させない学校づくり」を児童会・学級活動等の中で自主的に積極的に取り組むよう支援する。
- ②授業や活動を通じて、互いの良さを引き出し、豊かな学び合いができる授業づくり、学級づくりをすすめる。互いのちがいを認め合い、協力し助け合う関係づくりを通して、自己存在感・自尊感情を高め、共感的人間関係を育む。
- ③学校行事・特別活動、学級活動等で、子どもたちの自主性や得意なことを生かした活動ができる場を保障する。
- ④「多文化共生」の考えによる国際理解を深める継続的かつ具体的な取り組みを学校づくり、学級づくりの中ですすめる。
- ⑤「しんどさ」を背負っている子どもたちを学校づくり、学級づくりの中心に据えた取組をすすめる。

（４）人権学習の推進

- ①いじめや差別を絶対に許さないことを、日常の教育実践の基本とし、全教科、総合的な学習の時間・道徳や特別活動など領域を通して計画的総合的に人権学習の充実に努める。
- ②人との出会いを大切にしたフィールドワークや聞き取り学習を取り入れ、人々の生活や生き方に学ぶ学習をすすめる。
- ③ソーシャルスキルトレーニング、グループワーク、ボランティア活動、もの作りや演劇など、人権について参加体験型の学習を通して、豊かな人間関係を育む力（実践的技能と態度）を培う学習をすすめる。

（５）インターネット等を通じて行われるいじめの防止

- ①インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、いじめの防止と効果的な対処ができるよう、資料の配付や研修など啓発活動を実施する。

- ②インターネットや携帯電話等の情報機器の使用マナーや危険性についての学習をすすめる。
- ③インターネット上のいじめが犯罪になりうる行為であることを理解させる取組をすすめる。

（６）職員研修の充実と生徒指導・教育相談体制の充実

- ①いじめ・差別等の人権問題に関する校内職員研修を実施したり、研修会に自ら参加したりして、教員自身の人権意識の向上を努める。
- ②校長のリーダーシップのもと、「報告」「連絡」「相談」を学校内で十分機能させ、速やかな方針決定とそれに基づく校内体制の強化を図る。
- ③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員、市教委、外部関係機関等との連携を図る。
- ④学校評価において、いじめに対する取組が適切に行われているかを検証する。

（７）保護者・地域との連携

- ①子どもや保護者の願いを知るとともに、信頼関係を築くため、保護者との連絡を密にし、日常的に地域に出かけることや家庭訪問をすることを大切にする。
- ②あいさつ運動、声かけ運動、見回り活動等、地域における青少年健全育成の取組と連携し、学校外での子どもの実態把握に努める。
- ③保護者、地域の方に対し、いじめに関する研修会を開催し、いじめの問題の取組を学校、家庭、地域が一体となって推進できるよう普及啓発に努める。

（８）子どもたちの主体的な取組

- ①子どもたち自身がいじめの問題について考え、いじめをなくすために進んで活動する場をもうけるなど主体的な取組を行う。
- ②学級活動や児童会活動を通して、いじめのない金田小学校をめざす取組をすすめる。

４．いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(1) 日常的な見守り

日常的に鋭いアンテナを張り、些細な言動、表情、行動の変化を見逃さないようにする。鋭いアンテナを張るとは、「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という危機感と緊張感を持って、絶えず子どもや学級集団をみていくということである。

- ① 些細な変化を見逃さないように、休み時間、昼食時、放課後等において挨拶や声かけを積極的に行うなど児童生徒とのふれあいに努める。
- ② 子どもの書く、作文や日記、ノート類にも気を配る。
- ③ 校務分掌を整理するなど工夫して、担任をはじめ教職員が子どもと向き合う時間や管理職や専任部での校内の見回りを増やす。
- ④ 気になる子どもや学級集団の様子等については、一人で抱え込まず、学級担任をはじめ、学年担任、生徒指導・教育相談主任、養護教諭、教科担当等で日常的に情報交流を行う。
- ⑤ 月1回、生徒指導部会を開き、各学年担任、教務部、養護教諭、管理職から子どもの様子について報告してもらい、気になる子どもが居る場合にはより大勢の目で見守る。または、いじめ対策委員会で対応策の検討をする。

(2) 子どもに寄り添った教育相談の実施

- ① 子どもたちが悩みを気軽に相談できるよう、教師は自己開示しながら、日頃から子どもとの信頼関係づくりに努める。
- ② 子どもの様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、子どもに安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該の子どもから悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ③ 教育相談担当、教育相談員、スクールカウンセラー等による教育相談日を設定して、子どもや保護者が気軽に相談できるようにする。

(3) 定期的なアンケート調査や個別面談の実施

- ① いじめが見過ごされないよう、子どもへのアンケートを学期ごとに1回は実施する。また、子どもの悩みや人間関係、いじめに対しての相談などを分析し、いじめの早期発見の手立てとする。
- ② 子どもへのアンケートを基に個人面談を実施し、子どもの悩みや人間関係のトラブル、いじめ等を把握し、子どもの思いに寄り添った教育相談に努める。アンケート調査や個人面談における児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ③ 教育相談体制の充実を図る。担任が十分な時間を確保して、子どもの話を聞くことができる体制の確立に努める。
- ④ 各担任によるいじめ点検を定期的に行い、いじめが心配される状況がないかの確認を行う。滋賀県教育委員会ホームページ内ストップいじめアクションプラン中の資料2、3「こどもたちのSOSを積極的にキャッチしよう」を積極的に活用し、児童

の実態把握といじめの早期発見に努める。

5. いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめたとされる子どもに対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめの発見もしくはいじめの訴えがあれば、直ちに対応する。

- ①いじめを発見した者や訴えを聞いた者は、すぐに学年主任、生徒指導主任および管理職に報告する。
- ②学校長の指揮のもとに、速やかに「いじめ対策委員会」を開き、いつ、誰が、どのように事実確認するか役割分担などの打ち合わせを直ちに行う。
- ③事実確認は必ず個別に行い、内容の照合を行う。ただし、長時間の聞き取りを行わないなど、子どもの状況には配慮する。
- ④速やかに事実関係の集約を行い、短期・中期・長期に分けての対応策を立てる。
- ⑤対応策を全教職員が共通理解するとともに、該当の子どもやその保護者に説明し、理解と協力を求める。
- ⑥教育委員会に適切に報告を行う。
- ⑦関係機関や地域の協力も得ながら、いじめの解消に向けた具体的な道筋をつける。
- ⑧犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは警察と連携する。

(2) いじめにあった子どもを守りきる。

- ①まずは、十分話を聴き、「絶対に守りきること」を約束して安心感を与える。
- ②解決に向けて、本人及び保護者に具体的プランを示して協力を得る。
- ③いじめられた子どもにも原因があるといった対応はしない。
- ④状況に応じて、SC や SSW などの専門家と連携した対応を行う。
- ⑤いじめを行った子どもを別室で学習させるなど、いじめを受けた子どもが安心して学習できる環境づくりに努める。
- ⑥いじめを受けた子どもが緊張して教室に戻れない場合に、学習の保障に努める。
- ⑦いじめ解消後も注意深く見守り、安心感をもたせながら継続的な支援を行う。
- ⑧必要に応じて出席停止等の措置を検討する。

(3) いじめた児童への指導又は保護者への対応を行う。

- ①時間、場所、内容、理解、人数、背景など正確な事実確認をじっくり行う。
- ②中立的、受容的に対応し、しっかり耳を傾ける姿勢で話を聞く。
- ③いじめの言動の背景にあるものを把握し、その課題の解消を図る。
- ④状況に応じて、SC や SSW などの専門家と連携した対応を行う。
- ⑤相手の辛く悔しい気持ちを理解させ、心からの謝罪が行えるよう導く。

- ⑥償いの気持ちが行動であらわせるよう支援し、再発防止に努める。
- ⑦保護者の理解のもとに、徹底した指導・支援を行う。
- ⑧いじめ解消後も継続した見届けを行う。

(4) 傍観者に、いじめをなくすための行動がとれるように指導する。

- ①見て見ぬ振りをしたり、自分とは関係のないことと考えたりすることは、いじめを容認したことになるという事実を深く考えさせる。
- ②自分の問題としてとらえ、仲介者としての働きを含め、今後、自分はどうすべきかを深く考えさせる。
- ③学級会等を開き、学級としてどうすべきかなど、しっかり考える機会をつくる。
- ④学級の進んだ取組を学年や全校に広げ、再発防止に努める

(5) 保護者への説明責任を果たし、協力を得る。

- ①被害、加害の保護者には、必ず「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取組」について、理解と協力を求める。
- ②加害の子どもとその保護者に来校を求め、「いじめは絶対に許されないこと」について、いじめられる側の思いに至るまで話し合う。
- ③いじめの経過を把握し、相当期間いじめ行為が止んでいる場合いじめが解消されたとみる。本人及び保護者に面談等で確認をする。また、その後も継続して状況把握に努める。
- ④いじめ対策委員会の判断のもと、状況に応じて学級・学年・全校単位での保護者会の開催を検討し、開催する場合には、いじめの事実と学校の対応(思いや姿勢)取組について説明し、理解と協力を求める。

(6) 地域、関係機関との連携を進める。

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が困難な場合には関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の窓口や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築していくことが必要である。

- ①必要に応じて、PTAや地域や関係機関への説明・協力依頼を行う。その際、個人情報保護には十分配慮する。
- ②それぞれの家庭で子どもが安全に生活しているかどうか、民生委員・児童委員や福祉機関とも連携し情報を共有する。
- ③犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合、直ちに警察と連携する。

(7) いじめの解消の2要件

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることが必要である。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、安心・安全な生活が送れていること

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められることが必要である。被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（８）ネット上のいじめへの対応

- ①もし、SNS等への不快な書き込みが発覚した場合、書き込み内容を保存、管理会社・団体等への削除依頼を行う。
- ②書き込み内容によっては、警察や法務局との連絡調整を行う。
- ③書き込まれた子どもには、状況に応じて心のケアを外部機関と連携しながら検討、実施していく。
- ④書き込んだ子どもが特定できる場合は、本人への指導、保護者への連絡を実施し、再び同じ事が起こらないよう家庭で協力してもらう。

Ⅲ、重大事態への対処

1. 学校又は教育委員会による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 調査を要する重大事態の例

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

○その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられ重大事態に至ったという申立があった場合

② 重大事態の報告

○重大事態を認知した場合、直ちに市教育委員会へ発生の報告を行う。

③ 調査を行う組織

○学校が組織した「いじめ防止対策委員会」又は教育委員会が設置した「いじめ対策専門会議」で調査を行う。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

○重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ頃から」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校、教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(2) 調査結果の報告及び提供

① 調査結果は、速やかに市教育委員会に報告を行う。

② いじめを受けた児童及び保護者に対する情報を適切に提供する。

○学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。